

運営委員長	規約担当

「学則」第43条に関するガイドライン

伝染病による補習授業校出席停止等のガイドラインを定める。

補習授業校としての出席停止等の対応

状 況	対 応
児童生徒自身がインフルエンザ等の学校で集団感染する伝染病に罹患した時	完治するまで、出席停止
児童生徒が通っている現地の学校(学級)で学校(学級)閉鎖になっている時	学校(学級)閉鎖が解除するまで該当の児童生徒の出席停止
家庭の中でインフルエンザ等の学校で集団感染する伝染病にかかっている人がいる場合	児童・生徒の家庭内での生活の状況により出席停止(保護者は早めに学校へ相談してください)
インフルエンザ等で現地校が学校(学級)閉鎖になり、多くの補習校の子どもたちが罹患し、補習校で授業をすることによって、一層蔓延するおそれがある時	補習校の学校閉鎖 又は各部での閉鎖
プラントカウンティ又はメルビル市内全体の学校が学校閉鎖になった時	その期間、補習校の学校閉鎖
メルビル大学がインフルエンザ等の学校伝染病のため学校閉鎖になった時	その期間、補習校の学校閉鎖

補足

1. 現地校の学校(学級)閉鎖が金曜日までで、次の月曜日からは授業開始するという状況の場合には、土曜日、日曜日も閉鎖期間と見なす。
2. 出席停止は、欠席扱いとしない。
3. 学校閉鎖にする場合の連絡は、通常の連絡網でおこなう。又、補習校ホームページに記載する。
4. その他状況に応じて対処する。

制定：2009年6月22日